

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 民事訴訟のウェブ参加

民事訴訟法等の改正により、今月から民事訴訟の当事者が公開の法廷で行われる「口頭弁論」に参加する場合、裁判所に出席しなくてもウェブ会議を利用して参加可能に。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/ 4(月) 赤口

5(火) 先勝 啓蟄、中国で全国人民代表大会が開幕

6(水) 友引

7(木) 先負 消防記念日、バイデン大統領が一般教書演説

8(金) 仏滅

9(土) 大安

10(日) 友引 旧2月1日、大相撲春場所初日、米アカデミー賞授賞式

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/26(月)	39,234 △135	150.46 ▼0.34
27(火)	39,240 △6	150.35 △0.11
28(水)	39,208 ▼32	150.74 ▼0.39
29(木)	39,166 ▼42	149.66 △1.08
3/1(金)	39,911 △745	150.49 ▼0.83

## 働きながら受給する「在職老齢年金」

60歳以降に在職(厚生年金保険に加入)しながら受給する老齢厚生年金を「在職老齢年金」といい、賃金と年金額の合計額に応じて、年金額の一部又は全部が支給停止となる仕組みが設けられています。

## ◆支給停止調整額を超える場合に支給額が減額

年金制度改正により令和4年4月以降、65歳未満と65歳以上の在職老齢年金の支給停止額は同じ仕組みで計算されることになり、①総報酬月額相当額(標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額÷12)と、②老齢厚生年金の基本月額(年金額÷12)の合計額が支給停止調整額(令和5年度は48万円)を超える場合に、超える部分の1/2が年金支給月額から停止となる金額になります。

70歳以上で厚生年金適用事業所に勤務されている方については厚生年金保険の被保険者ではありませんが、同様に在職中の支給停止が行われます。

## ◆令和6年度から支給停止調整額は50万円に

在職老齢年金の支給停止の基準となる「支給停止調整額」は、現行48万円となっていますが、名目賃金の変動に応じて改定され、令和6年度は50万円に引上げとなります。これにより、上記①と②の合計額が50万円を超える場合に支給停止額が生じることとなります。

なお、在職老齢年金の支給停止は老齢厚生年金に対して行われる制度であり、老齢基礎年金は支給停止の対象外です。また、老齢厚生年金に加給年金額(被保険者に生計を維持されている配偶者又は子がいる場合)が加算されている場合、上記②から加給年金額を除いて計算します(計算の結果、全額支給停止となる場合は加給年金額も全額支給停止)。

■この記事の詳細は、情報BOX201509

## 交際費等から除外される飲食費の金額基準

法人が取引先等に対する接待や供応、慰安、贈答などのために支出する費用は交際費等に該当し、損金不算入制度(中小法人の場合、年800万円を超える部分が損金不算入となる等)があります。

ただし、飲食等のための費用(社内飲食費を除く)であって、参加者1人当たり5千円以下のものは交際費等の範囲から除外され、全額損金算入できることになっています。

令和6年度税制改正において、この飲食費の金額基準(現行1人5千円以下)が見直され、1人当たり1万円以下に引上げられる予定です。

なお、改正は本年4月1日以後に支出する飲食費について適用となります。

## ★★★ 3月のチェックポイント ★★★

※令和5年分の所得税・贈与税の申告・納付期限は3月15日(金)、個人事業者の消費税の申告・納付期限は4月1日(月)までとなります。なお、石川県・富山県は期限が延長されています。

※3月は「価格交渉促進月間」です。中小企業でも人材の確保・定着に向けて防衛的賃上げが迫られていますので、賃上げ原資の確保のために価格転嫁を進めることが重要となります。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、完全回収に取り組み資金繰りの改善に努めます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 働きながら老齢厚生年金を受給する「在職老齢年金制度」の概要

60歳以降に在職（厚生年金保険に加入）しながら受ける老齢厚生年金を「在職老齢年金」といい、賃金と年金額に応じて年金額の一部または全部が支給停止される場合があります。

70歳以降も厚生年金適用事業所に勤務している場合は、厚生年金保険の被保険者ではありませんが、同様の在職中による支給停止が行われます※。

※70歳以上の方は、厚生年金保険の被保険者ではありませんので、保険料負担はありません。

### ◆在職老齢年金の支給停止額の計算方法

令和4年4月以降、65歳未満の在職老齢年金は65歳以上と同じ仕組みで支給停止額が計算され、受給している老齢厚生年金の「基本月額※」と「賃金（総報酬月額相当額※）」の合計額が、支給停止調整額（令和5年度は48万円）を超える場合に年金額から支給停止となる金額が生じることとなり、支給停止調整額以下の場合は支給停止を行いません。

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整額を超える場合の支給停止額（月額）は、支給停止調整額を超える金額の1/2となります。

支給停止額（月額）の計算方法	
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整額以下の場合	0円（全額支給）
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整額を超える場合	$(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整額}) \times 1/2$

※基本月額は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の年金額（年額）を12で割った額。老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合は、加給年金額を除く。

※総報酬月額相当額は、毎月の賃金（標準報酬月額）と1年間の賞与（標準賞与額）を12で割った額の合計額。

### ◎支給停止調整額の改定

支給停止調整額は名目賃金の変動に応じて改定され、令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）は「48万円」ですが、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）は「50万円」に引上げとなります。

### ◎留意事項

- ・在職老齢年金の支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはならないため、老齢基礎年金は全額支給となります。
- ・支給停止額（月額）が年金支給月額を上回る場合、老齢厚生年金は全額支給停止となります。
- ・老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算しますが、計算の結果、老齢厚生年金が全額支給停止となる場合は加給年金額も全額支給停止となります。ただし、老齢厚生年金が一部支給停止となる場合には加給年金額は全額支給されます。
- ・厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。

### ◎計算例（令和6年度の場合）

受給している老齢厚生年金額が年額120万円の方で、標準報酬月額が32万円、標準賞与額120万円のケースでは、次のようになります。

①基本月額：10万円【120万円÷12】

②総報酬月額相当額：42万円【標準報酬月額32万円＋標準賞与額120万円÷12】

①と②の合計額は52万円となり、令和6年度の支給停止調整額（50万円）を超えるため、支給停止額は月額1万円【 $(52\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2$ 】となります。

これにより、老齢厚生年金は月額9万円（年額108万円）となり、老齢基礎年金を足した金額が受給できる年金額となります。

### ◆在職老齢年金を受けている場合の「在職定時改定制度」

在職老齢年金を受けている65歳以上70歳未満の方を対象に、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する「在職定時改定制度」が令和4年4月から導入されています。

これは基準日（毎年9月1日）において被保険者である老齢厚生年金の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、年金額の再計算を行う制度です。

※年金額が再計算された結果、支給停止額が変更となる場合があります。